法第23条第5項 派遣法施行規則第18条の2第1項、 派遣元指針第2の16要領 第4事業報告等 4事業所ごとの情報提供

マージン率等に係る情報提供について

株式会社 Re

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

2024年6月1日現在

記

1. 派遣労働者数 2 人

2. 派遣先事業所数 2 件

3. 労働者派遣に関する料金の平均額 36,080 円

4. 派遣労働者の賃金の平均額 19,200 円

5. 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を

控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合 46.8 %

6.派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

キャリアコンサルティングの相談窓口 TEL 0467-78-8961

訓練の内容	対象者	方法	主体	費用負担	賃金支給	一人当たりの 平均実施時間
新規採用者 訓練	新規採用者	OJT	弊社	無償	有給	1 時間
実務訓練	1年以上の 雇用見込み者	OFF-JT	派遣先	無償	有給	7 時間

7	派事労働者の	は用の油学)	- 1. 1. 1. 7	学価協定を締結	F1 71.7	ムズムの印
./	が電労働者(/)	175-18(/) /平 元 (こかかわん	宇伸展元を発	ピーク レンム	・カングラカン(/) 足し

労使協定を締結している (協定書の有効期間終期 2026年6月15日)

・協定労働者の範囲(すべての派遣労働者

8.その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項